

## ISO 37002 Whistleblowing management systems - Guidelines

ISO/TC309（組織のガバナンス）では、英国の提案で、ISO 37002（内部通報マネジメントシステム－手引）の開発を開始しました（今夏発行予定）。

ISO 37002 は、信頼性・公平性・保護の原則に基づいて作成され、あらゆる種類の組織に適用できます。

ISO 37002 の実施によって、①不正行為の早期特定対処、②資産損失の回避／軽減、③組織内規定、法的・社会的義務の順守、④組織の価値及び文化の向上、従業員の確保、⑤ガバナンスの向上が期待されます。

日本は、ISO 37002 の開発当初からこの議論に参加し、我が国の公益通報者保護法との関係に注意を払って対応してきました。ISO 37002 と公益通報者保護法には、組織の担当者の独立性・客観性の担保、通報者の保護など、共通事項が多くあります。なお、ISO 37002 には公益通報者保護法に記述されていない詳細事項が記述されていますので、各組織の状況にあわせて実践的な内部通報マネジメントシステムを構築する参考としてご活用いただけます。